

# 第3章 遺留分

## 第1節 遺留分の額・遺留分侵害額

## 1 遺留分の意味

遺留分とは、一定範囲の相続人に認められた、遺言や生前贈与で奪うことのできない最小限の相続分のことをいいます。

判例の言によれば、遺留分制度とは、「被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障するもの」（最高裁平成24年1月26日決定）という言い方になります。

その遺留分割合は、下記の表のとおりです。

遺留分・・・最低の相続分（法定相続分の1/2又は1/3）
配偶者，子（代襲者含む。）・・・1/2
直系尊属・・・直系尊属と配偶者が相続人・・・1/2
直系尊属のみが相続人・・・1/3

兄弟姉妹（代襲相続人である甥・姪）には、遺留分はありません。

## 2 遺留分の額と侵害額の算出方法

遺留分の額と遺留分の侵害額は、法律の規定に従い算出できますが、それを分かりやすく説いたのが次の判例です。

その計算過程は四つのStepに分けることができ、筆者が勝手に判例の文の中に（ここまでStep1）などと、四つの段階のあることを注記しています。

なお、Step1からStep3までが遺留分の算出式、Step4が遺留分侵害額の算出式になります。

最高裁平成8年11月26日判決

2 被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は、民法1029条，1030条，1044条に従って、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し（ここまでStep1）、それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ（ここまでStep2）、複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはその価額を控除して算定すべき（ここまでStep3）ものであり、遺留分の侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定する（ここまでStep4）

ものである。

遺留分侵害額の計算までを段階で分けると次のようになります。

1	(a) 相続開始時の 財産全体の価 額	+	(b) 贈与した財産の 価額	-	(c) 債務の全額	=	(d) 遺留分算定 の基礎財産 額
2	(d) 遺留分算定の 基礎財産額	×	(e) 遺留分割合			=	(f) 総体的遺留 分の額
3	(f) 総体的遺留分 の額	×	(g) 法定相続分割合	-	(h) 特別受益財 産の額	=	(i) 遺留分の額
4	(i) 遺留分の額	-	(j) 相続によって得 た財産の価額	+	(k) 負担する債 務の額	=	(l) 遺留分侵害 額

### (a) から (h) までの計算要素の解説

#### (a) 相続開始時の財産全体の価額

「相続開始時の財産」というのは、遺言者（被相続人）が亡くなった時に存在していた財産、すなわち「遺産」のことです。

この中には、遺言者が、遺言書で相続人に「相続させた」財産や相続人以外の者へ「遺贈」した財産も含まれます。

すなわち、「遺産」は、次のように分類することができるのです。

相続開始時の財産（遺産）	
遺言によって取得者 が決まっている財産	遺産分割の対象に なる財産

「相続開始時の財産全体の価額」というのは、相続開始時の財産を金銭で評価した場合の評価額をいいます。

なお、この場合の財産の評価時点は、相続開始時になります。

## 評価の困難な資産の評価について

なお民法1029条2項は「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」という規定を置いていますので、評価の困難な資産で、相続人間で評価額の合意ができない場合は、この手続によって価額が決められます。

### (b) 贈与した財産の価額

「贈与した財産」というのは、遺言者（被相続人）が生前に贈与していた財産のことですが、この場合の「贈与」は、相続人に対する贈与に限られず、相続人以外の者への贈与も含まれます（理由は後述）。

「贈与した財産の価額」も、相続開始時の価額を意味します。

その理は、下記判例の説くところでは、

最高裁昭和51年3月18日判決

被相続人が相続人に対しその生計の資本として贈与した財産の価額をいわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、右贈与財産が金銭であるときは、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもつて評価すべきものと解するのが、相当である。ただし、このように解しなければ、遺留分の算定にあたり、相続分の前渡としての意義を有する特別受益の価額を相続財産の価額に加算することにより、共同相続人相互の衡平を維持することを目的とする特別受益持戻の制度の趣旨を没却することとなるばかりでなく、かつ、右のように解しても、取引における一般的な支払手段としての金銭の性質、機能を損う結果をもたらすものではないからである。

### (c) 債務の全額

遺言者（被相続人）に債務がある場合は、債務の全額が、遺留分算定の基礎財産額から控除されます。それは、遺留分が、遺言者が残した純資産（実質的な財産）の価額に対する一定の割合を保障する制度だからです。

資産がいくら多くあっても、債務の額がそれ以上ある場合は、純資産はゼロですから、そのような場合には遺留分を認めるべきでないのです。

なお、相続税の考えも同じです。

すなわち、相続税法13条は、「・・・当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの・・・

二 略」

と規定しているのです。

「保証債務」は、特段の事情なくして「債務」とされない

遺留分の額及び遺留分侵害額算出要素である「債務」には、保証債務（連帯保証債務を含む）は、原則として含まれません。

一般的には、下記裁判例のような見解がとられています。

なお、この理は、相続税法の場合も、採用されています。

東京高裁平成8年11月7日判決

保証債務（連帯保証債務を含む）は、保証人において将来現実にその債務を履行するか否か不確定であるばかりでなく、保証人が複数存在する場合もあり、その場合は履行の額も主たる債務の額と同額であるとは限らず、仮に将来その債務を履行した場合であっても、その履行による出捐は、法律上は主たる債務者に対する求償権の行使によって返還を受けうるものであるから、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため保証人がその債務を履行しなければならず、かつ、その履行による出捐を主たる債務者に求償しても返還を受けられる見込みがないような特段の事情が存在する場合でない限り、民法1029条所定の「債務」に含まれないものと解するのが相当である。

（d）遺留分算定の基礎財産額

（d）の遺留分算定の基礎財産額とは、 $(a) + (b) - (c)$  の計算によって算出された金額をいいます。

なお、民法1029条1項は「遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。」と規定していますが、この規定が、遺留分侵害額の計算式のStep1になるのです。

（e）遺留分割合

これは、第1項に解説しましたが、民法1028条により、

遺留分・・・最低の相続分（法定相続分の1/2又は1/3）

配偶者、子（代襲者含む）・・・1/2

直系尊属・・・直系尊属と配偶者が相続人・・・1/2

直系尊属のみが相続人・・・1/3

になります。

(f) 総体的遺留分の額

ここで「総体的遺留分の額」というのは、全遺留分権利者の遺留分の額の合計額の意味です。

なお、この用語は、法令用語ではありません。講学上の用語です。要は、説明の便宜のために具体的な意味を定めて作られ、用いられる言葉です。

(g) 法定相続分(割合)

ここからは、遺留分権利者ごとの計算になります。

ですから、ここでいう「法定相続分」というのは、自分の遺留分が侵害されたと思う遺留分権利者だけが計算することになります。

遺留分権利者であっても、遺留分の侵害を受けていないと思う人は、この段階以降の計算は必要ないことになるのです。

(h) 特別受益財産の額

これは遺留分権利者が受けた特別受益の合計額を意味します。

なお、ここでいう「特別受益」の意味は、第一章で解説した遺産分割の際の具体的相続分計算過程に出てきた「特別受益」と同じ意味です。すなわち、「遺贈」と「贈与」のことです。

そして「遺贈」というのは、具体的相続分の算出要素である「遺贈」と同じく、遺言による遺産の処分行為を意味していますので、民法964条の遺贈だけでなく、908条の「遺産分割方法の指定」(最高裁平成11年12月16日判決)も902条の「相続分の指定」(最高裁平成24年1月26日判決)も含まれます。

ただ、同じ特別受益という言葉が使われても、目的の違いから、具体的相続分を算出する場合の特別受益と、遺留分の額を算出する場合の特別受益は、遺贈、贈与とも範囲が異なります。

このうち重要な点は次のとおりです。

ア) 持戻し免除の対象になった特別受益も含まれる

具体的相続分を算出するための特別受益は、それを持戻し計算するためです。被相続人が持戻し免除の意思表示をしている特別受益は、具体的相続分の計算要素にはなりません。

しかしながら、遺留分の額を計算する場合は、持戻しの対象になる贈与も、

含まれます。次の判例がそのことを明らかにしています。

最高裁平成24年1月26日決定

遺留分制度の趣旨等に鑑みれば、被相続人が、特別受益に当たる贈与につき、当該贈与に係る財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（以下「持戻し免除の意思表示」という。）をしていた場合であつても、上記価額は遺留分算定の基礎となる財産額に算入されるものと解される。

#### イ) 贈与の時間的範囲

贈与の時間的範囲については、相続人への贈与と相続人以外の者への贈与とで違いがあります。

民法1030条は、下記のように、贈与は原則として相続開始前の1年間にしたものに限りと規定しています。

しかしながら、具体的相続分を算出する場合の贈与には時間的な制限がないのに、遺留分の額を算出する場合には時間的制限を設けるとするのは、<sup>ひょうそく</sup>平仄が合いません。

(贈与)

第1030条 贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。

そのため、判例は次のような理を述べて、相続人に対する贈与は、この期間制限はないものと判示しています。

最高裁平成10年3月24日判決

民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであつて、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り、民法1030条の定める要件を満たさないものであつても、遺留分減殺の対象となるものと解するのが相当である。

けだし、民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、すべて民法1044条、903条の規定により遺留分算定の基礎となる財産に含まれるところ、右贈与のうち民法1030条の定める要件を満たさないものが遺留分減殺の対象とならないとすると、遺留分を侵害された相続人が存在するにもかかわらず、減殺の対象となるべき遺贈、贈与がないために右の者が遺留分相当額を確保できないことが



起こり得るが、このことは遺留分制度の趣旨を没却するものというべきであるからである。

これら特別受益の違いを表にしますと、次のようになります。

特別受益		
	ア) 具体的相続分算出要素	イ) 遺留分算出要素
(1) 贈与	相続人への「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与」に限られ(民903)、かつ、持戻し免除の対象になっていないもの	i) 相続人へのすべての贈与。持戻し免除の対象になっているものを含む(判例)。 相続人への贈与は期間の制限はない(判例) ii) 相続人以外の者への贈与も含まれる。ただし、相続人以外の者への贈与は原則として相続開始前1年間のもの(民1030)。
(2) 遺贈	相続人への遺贈に限られ、かつ、持戻し免除の対象になっていないもの	i) 相続人及び相続分以外の者への遺贈を含む。 ii) 相続人に対する遺贈は持戻し免除の対象になっているものも含まれる。

## 第2節 遺留分減殺請求

## 1 遺留分減殺請求の相手方

遺留分減殺請求は、減殺対象の財産の受遺者又は受贈者です。

これは、次の条文から明らかです。

第1031条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

### Q 遺言執行者へ内容証明郵便で遺留分減殺請求をした場合、有効か？

今、遺留分減殺請求実務では、遺言執行者を受遺相続人の代理人だと考えて、遺言執行者に対し、遺留分減殺請求をする遺留分権利者やその代理人弁護士までいますが、第2章でも解説しましたが、遺言執行者は相続人の代理人ではないので、遺言執行者に対し遺留分減殺請求をするのは、無効とされる場合が多く、危険です。

民法には、遺言執行者に対して、遺留分減殺請求をなしうる、との規定はありません。

判例としては、大審院昭和13年2月26日判決があり、これには、特定遺贈については受遺者に対し遺留分減殺請求をし、包括遺贈については遺言執行者に対してなすべきであると判示しています。

しかしながら、この判例は古く、最高裁平成3年4月19日の香川判決以降の判例法理の下で、現在も有効であるかどうかは不明です。

そのこともあってか、愛知県弁護士会法律研究部編集「改訂版遺留分の実務」（平成23年2月9日改訂版発行）は、「実務的には包括遺贈の場合においても、念のため受遺者本人に対しても意思表示をしておく方が無難であろう。」と書かれているくらいです。

なお、遺言執行者の遺留分減殺請求受領権限の根拠は、遺産の管理処分権にあるとされていますので、遺産の管理・処分権のない、「相続させる」遺言における遺言執行者に対して、遺留分減殺請求をしても、効果はありません。

最高裁平成11年12月16日判決は、遺言執行者が、遺言の実現を妨害した相続人に対し、所有権移転登記の抹消登記手続等の請求を認めた判例ですが、妨害した側の相続人からの遺留分減殺請求訴訟に関して、次のように判示しています。

最高裁平成11年12月16日判決  
当事者参加人らはそれぞれ被相続人の相続財産について三二分の一の遺

留分を有しており、一方、遺言執行者である一審原告は、一審被告利朗に対し、本件一土地について吉野キヨらへの、本件二土地の持分二分の一について一審被告利一への各持分移転登記手続を求めている、これが遺言の執行に属することは前記のとおりである。そして、一審原告の右請求の成否と当事者参加人らの本件一及び二土地についての遺留分減殺請求の成否とは、表裏の関係にあり、合一確定を要するから、本件一及び二土地について当事者参加人らが遺留分減殺請求に基づき共有持分権の確認をを求める訴訟に関しては、遺言執行者である一審原告も当事者適格（被告適格）を有するものと解するのが相当である（これに対し、本件三ないし五土地については、被相続人の新遺言の内容に符合する所有権移転登記が經由されるに至っており、もはや遺言の執行が問題となる余地はないから、一審原告は、右各土地について共有持分権の確認を求める訴訟に関しては被告適格を有しない。）。

この判決は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言、すなわち、遺産分割方法の指定遺言における遺言執行者には、特定の遺産がまだ遺言者名義のままである間は、遺言の執行としてなすべきことはないが、当該遺産が不動産であり、その名義が受遺相続人甲に移転する前に、他の相続人乙名義にされるなど、遺言の実現が妨害された場合は、遺言執行者において、その妨害排除請求として、乙に対し、所有権移転登記の抹消登記手続などを請求できるが、一方、乙においては遺留分権利者として遺留分減殺請求ができ、それをした場合は、乙は当該遺産につき一定割合の遺留分が認められるので、遺言執行者からする乙に対する抹消登記手続請求と、乙からする遺留分減殺請求とは、合一的に確定（筆者注：別々の訴訟ですと矛盾した判決がなされる可能性があるので、同じ裁判所で矛盾のない判決をする必要があるという趣旨）をする必要があるので、その場合に限って、遺言執行者に遺留分減殺請求の被告適格を認めるというものです。

ですから、遺言執行者に遺言の執行をする余地のない遺言にあつては、遺言執行者には、遺留分減殺請求を受ける資格はないことになります。

遺言執行者を相続人の代理人であると単純に考えて、遺言執行者の遺留分減殺請求をしても、有効でないことが多く、注意が必要です。

## 2 遺留分減殺請求の方法

遺留分減殺請求の方法は、その意思を受遺者・受贈者に送付することです。実務上は、ほとんどの場合、後日の証拠になる内容証明郵便でなされます。内容証明郵便に書くことは、遺留分減殺請求をするというだけで十分です。遺留分の額や遺留分侵害額を書く必要はありません。

## 3 遺産分割の協議の申し入れが遺留分減殺請求の意思表示が含まれているとされる場合があること

その要件は、下記の判例が定めています。

最高裁平成10年6月11日判決

遺産分割と遺留分減殺とは、その要件、効果を異にするから、遺産分割協議の申し入れに、当然、遺留分減殺の意思表示が含まれているということとはできない。しかし、被相続人の全財産が相続人の一部の者に遺贈された場合には、遺贈を受けなかった相続人が遺産の配分を求めるためには、法律上、遺留分減殺によるほかないのであるから、遺留分減殺請求権を有する相続人が、遺贈の効力を争うことなく、遺産分割協議の申し入れをしたときは、特段の事情のない限り、その申し入れには遺留分減殺の意思表示が含まれていると解するのが相当である。

Q 相手方が内容証明郵便を受領しなかった場合は、遺留分減殺請求をしたことにはならないのか？

内容証明郵便が受領されなくとも、遺留分減殺請求は到達したとされた次の判例があります。遺留分減殺請求の到達時点にご注意ください。

最高裁平成10年6月11日判決

隔地者に対する意思表示は、相手方に到達することによってその効力を生ずるものであるところ（民法97条1項）、右にいう「到達」とは、意思表示を記載した書面が相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、これが相手方の了知可能な状態に置かれることをもって足りるものと解される（最高裁昭和36年4月20日判決参照）。

・・・前記1の事実関係によれば、被上告人は、不在配達通知書の記載により、小川弁護士から書留郵便（本件内容証明郵便）が送付されたことを知り、その内容が本件遺産分割に関するものではないかと推測していたというのであり、さらに、この間弁護士を訪れて遺留分減殺について説明を受けていた等の事情が存することを考慮すると、被上告人としては、本件内容証明郵便の内容が遺留分減殺の意思表示又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に推知することができたというべきである。また、被上告人は、本件当時、長期間の不在、その他郵便物を受領し得ない客観的状況にあったものではなく、その主張するように仕事で多忙であったとしても、受領の意思があれば、郵便物の受取方法を指定することによって、さしたる労力、困難を伴うことなく本件内容証明郵便を受領することができたものということが出来る。そうすると、本件内容証明郵便の内容である遺留分減殺の意思表示は、社会通念上、被上告人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で被上告人に到達したものと認めるのが相当である。

#### 4 減殺の順位

遺留分の侵害は、遺贈と贈与からなされますが（民1031）、減殺の順位は遺贈、贈与の順になります。時間的に相続開始に近いところから減殺するので

第1031条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

（贈与と遺贈の減殺の順序）

第1033条 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。

（遺贈の減殺の割合）

第1034条 遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（贈与の減殺の順序）

第1035条 贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。

ですから、相続開始時に効力が生ずる遺贈が一番になり（民1033）、遺贈の減殺だけでは不足する場合は、贈与を減殺しますが、贈与は後の贈与から順次前の贈与に対してすることになります（民1035）。遺贈は、相続開始時に効力が生じますので、すべて同順位になり、その目的の価額の割合に応じて減殺することになります。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うことになります（民1034）。

この「遺言者がその遺言に別段の意思を表示したとき」というのが、例えば、「次男の乙から長男の甲に対し遺留分減殺請求がなされたときは、下記の財産をその順位に従って乙の遺留分を充たすまで、乙に与えること。」というような遺言を書くことです。

#### 5 「遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する」という意味

民法1034条は「遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する」と規定していますが、その「目的の価額」とは、受遺者の遺留分を越える部分を行います。受遺者自身の遺留分を侵害することはできないからです。

これについては、下記判例が、その意味を明らかにしています。

最高裁平成10年2月26日判決

相続人に対する遺贈が遺留分減殺の対象となる場合においては、右遺贈の目

目的の価額のうち受遺者の遺留分額を超える部分のみが、民法1034条にいう目的の価額に当たるものというべきである。けだし、右の場合には受遺者も遺留分を有するものであるところ、遺贈の全額が減殺の対象となるものとする<sup>と</sup>減殺を受けた受遺者の遺留分が侵害されることが起こり得るが、このような結果は遺留分制度の趣旨に反すると考えられるからである。

そして、特定の遺産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言による当該遺産の相続が遺留分減殺の対象となる場合においても、以上と同様に解すべきである。

## 6 相続分の指定によって遺留分が侵害された場合も同様

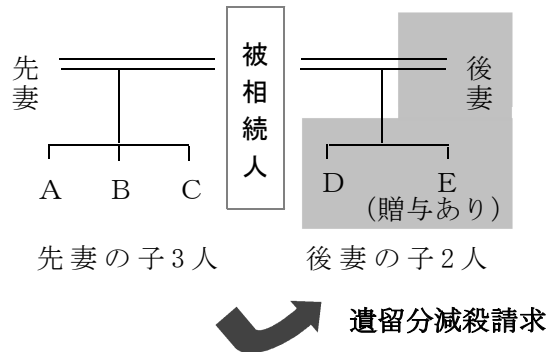
最高裁平成24年1月26日決定

本件遺留分減殺請求により、上記相続分の指定が減殺されることになる。相続分の指定が、特定の財産を処分する行為ではなく、相続人の法定相続分を変更する性質の行為であること、及び、遺留分制度が被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障することをその趣旨とするものであることに鑑みれば、遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正されるものと解するのが相当である（最高裁平成10年2月26日判決参照）。



## 7 相続分の指定と贈与によって遺留分が侵害された場合は？

被相続人が、生前、後妻との間に生まれた子の一人に贈与をしていた上に、「全遺産は、妻に1/2、後妻の子二名に1/4ずつ相続させる。」と書いた相続分の指定遺言によって先妻の子3人の遺留分を侵害したケースで、先妻との間に生まれた子3人が遺留分減殺請求をした場合、どのような法律関係になるのでしょうか？



被相続人が生前後妻との子の一人に贈与していた財産は、遺留分算定の基礎財産には含まれるものの、民法1033条が「贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。」と規定していますので、遺贈（「相続分の指定」）の減殺で遺留分権利者である後妻の子三人が遺留分を確保できるのなら、贈与の減殺は必要ないこととなりますが、・・・

次の判例は、相続分の指定の減殺と贈与の減殺を次の基準とするものとしています。

最高裁平成24年1月26日決定

本件遺留分減殺請求により、上記相続分の指定が減殺されることになる。相続分の指定が、特定の財産を処分する行為ではなく、相続人の法定相続分を変更する性質の行為であること、及び、遺留分制度が被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障することをその趣旨とするものであることに鑑みれば、遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正されるものと解するのが相当である（最高裁平成10年2月26日判決参照）。

（しかし、それだけでは、）・・・本件遺言による相続分の指定が減殺されても、原告人らの遺留分を確保するには足りないことになる。（筆者注：遺留分権利者が相続分の指定の修正で確保できるものは、遺留分割合の1/20でしかない

が、この割合は相続開始時の財産に対する割合であるので、生前贈与を含めた遺留分算定の基礎財産にを前提とした本来の遺留分には足りないから)・・・

本件遺留分減殺請求は、本件遺言により相続分を零とする指定を受けた共同相続人である抗告人らから、相続分全部の指定を受けた他の共同相続人である相手方らに対して行われたものであることからすれば、Aの遺産分割において抗告人らの遺留分を確保するのに必要な限度で相手方らに対するAの生前の財産処分行為（筆者注：贈与のこと）を減殺することを、その趣旨とするものと解される。そうすると、本件遺留分減殺請求により、・・・当該贈与に係る財産の価額は、上記の限度で、遺留分権利者である相続人の相続分に加算され、当該贈与を受けた相続人の相続分から控除されるものと解するのが相当である。

この判例によれば、贈与と相続分の指定によって遺留分の侵害が生じた場合は、最初に、相続分の指定の修正をすることになりますが、それだけでは、遺留分を確保できないことは明らかです。そこで、その不足する遺留分の額を贈与財産額から返してもらって、その分を修正された相続分に加算し、その加算した金額は、受贈者の修正された相続分から減算するという方法をとって、遺産分割における具体的相続分を算出して遺産分割に進む、ということになります。

## 8 遺留分減殺請求の効果

### 遺留分減殺請求の効果は、財産全部の共有

遺留分減殺請求をした場合の効果は、遺留分を侵害することになった財産が、全部、遺留分権利者と受遺者、受贈者の共有になること（第一の効果）とそれから派生する効果です。

下記の判例がその理を説いております。

最高裁平成8年11月26日判決

1 遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合、遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者が取得した権利は遺留分を侵害する限度で当然に遺留分権利者に帰属するところ、遺言者の財産全部の包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないものであって（最高裁平成8年1月26日判決）、前記事実関係の下では、被上告人らは、上告人に対し、遺留分減殺請求権の行使により帰属した持分の確認及び右持分に基づき所有権一部移転登記手続を求めることができる。

2・・・(中略)・・・

被上告人らは、遺留分減殺請求権を行使したことにより、本件不動産につき、右の方法により算定された遺留分の侵害額を減殺の対象である被相続人の全相続財産の相続開始時の価額の総和で除して得た割合の持分を当然に取得したものである。

この遺留分算定の方法は、相続開始後に上告人が相続債務を単独で弁済し、これを消滅させたとしても、また、これにより上告人が被上告人らに対して有するに至った求償権と被上告人らが上告人に対して有する損害賠償請求権とを相殺した結果、右求償権が全部消滅したとしても、変わるものではない。

この判例は、遺留分権利者が遺留分減殺請求をした時の効果が、第一に、遺留分を侵害することになった遺贈にかかる全財産につき、遺留分権利者が遺留分侵害割合、受遺者がその残りの割合をもって共有関係になること、第二に、その共有は、遺産分割の対象になる共有（「遺産共有」）ではなく、普通の共有（「共有物共有」）になるということ、第三に、したがって、遺留分減殺対象の財産の一部（遺留分侵害割合と同じ割合の共有持分）については（共有物共有になっているので）、遺留分権利者から受遺者に対して、「持分の確認及び右持分に基づき所有権一部移転登記手続を求めることができる」こと、第四に、その後受遺者が単独で、遺留分権利者の債務を含む債務を弁済したとしても、以上の効果になんらの影響を与えないこと（筆者注：受遺者が遺留分権利者の債務分を弁済した時は、別途、受遺者から遺留分権利者に対し不当利得返還請求ができる。）になるという理を明らかにしたものです。

なお、この判例の中に引用されている最高裁平成8年1月26日判決は、遺留分減殺請求の効果としての共有が、何故、遺産分割を前提とした「遺産共有」ではなく、共有者が共有持分を単独で請求できる「共有物共有」であるかの理を説いています。

最高裁平成8年1月26日判決

遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合、遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者が取得した権利は遺留分を侵害する限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するところ（最高裁昭和51年8月30日判決）、遺言者の財産全部についての包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場

合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

特定遺贈が効力を生ずると、特定遺贈の目的とされた特定の財産は何らの行為を要せずして直ちに受遺者に帰属し、遺産分割の対象となることはなく、また、民法は、遺留分減殺請求を減殺請求をした者の遺留分を保全するに必要な限度で認め（1031条）、遺留分減殺請求権を行使するか否か、これを放棄するか否かを遺留分権利者の意思にゆだね（1031条、1043条参照）、減殺の結果生ずる法律関係を、相続財産との関係としてではなく、請求者と受贈者、受遺者等との個別的な関係として規定する（引用条文略）など、遺留分減殺請求権行使の効果が減殺請求をした遺留分権利者と受贈者、受遺者等との関係で個別的に生ずるものとしていることがうかがえるから、特定遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解される。そして、遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではないからである。

以上によれば、原審の適法に確定した前記の事実関係の下において、被上告人が本件不動産に有する1/24の共有持分権は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないものであって、被上告人は、上告人に対し、右共有持分権に基づき所有権一部移転登記手続を求めることができ、また、上告人の不法行為によりその持分権を侵害されたのであるから、その持分の価額相当の損害賠償を求めることができる。

## 第3節 価額弁償

## 1 価額弁償の意味

(遺留分権利者に対する価額による弁償)

第1041条 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書の場合について準用する。

価額弁償とは、現物ではなく、価額で弁償することで、遺留分減殺に応ずることができるというものです。

価額弁償は、遺留分減殺請求を受けた受遺者又は受贈者の権利ですので、遺留分権利者からは、受遺者、受贈者に対し価額弁償を請求することはできません。

前述のように、遺留分減殺請求を受けますと、財産全部につき遺留分権利者と受遺者又は受贈者とが、遺留分減殺請求の対象になった全財産を共有することになりますので、財産の共有を避けたい場合は、価額の弁償をすることで財産が共有になることから免れることができます。それが民法1041条の趣旨です。

## 2 価額弁償は一部の財産についてのみすることも可能

次の判例が、その理を明らかにしています。

最高裁平成12年7月11日判決

受贈者又は受遺者は、民法1041条1項に基づき、減殺された贈与又は遺贈の目的たる各個の財産について、価額を弁償して、その返還義務を免れることができるものと解すべきである。

なぜならば、遺留分権利者のする返還請求は権利の対象たる各財産について観念されるのであるから、その返還義務を免れるための価額の弁償も返還請求に係る各個の財産についてなし得るものというべきであり、また、遺留分は遺留分算定の基礎となる財産の一定割合を示すものであり、遺留分権利者が特定の財産を取得することが保障されているものではなく（民法1028条ないし1035条参照）、受贈者又は受遺者は、当該財産の価額の弁償を現実に履行するか又はその履行の提供をしなければ、遺留分権利者からの返還請求を拒み得ないのであるから（最高裁昭和54年7月10日判決）、右のように解したとしても、遺留分権利者の権利を害することにはならないからである。このことは、遺留分減殺の目的がそれぞれ異なる者に贈与又は遺贈された複数の財産である場合には、各受贈者又は各受遺者は各別に各財産について価額の

弁償をすることができることから肯認できるところである。そして、相続財産全部の包括遺贈の場合であっても、個々の財産についてみれば特定遺贈とその性質を異にするものではないから（最高裁平成8年1月26日判決）、右に説示したことが妥当するのである。

この判例は、遺留分権利者とは共有にしたくない財産についてだけの価額弁償が認められるということです。

### 3 価額弁償をする場合の価額の基準日等

これは、弁償する時の価額になります。次の判例がその理を説いています。

最高裁昭和51年8月30日判決

遺留分権利者の減殺請求により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するものと解するのが相当であつて、侵害された遺留分の回復方法としては贈与又は遺贈の目的物を返還すべきものであるが、民法1041条1項が、目的物の価額を弁償することによつて目的物返還義務を免れうるとして、目的物を返還するか、価額を弁償するかを義務者である受贈者又は受遺者の決するところに委ねたのは、価額の弁償を認めても遺留分権利者の生活保障上支障をきたすことにはならず、一方これを認めることによつて、被相続人の意思を尊重しつつ、すでに目的物の上に利害関係を生じた受贈者又は受遺者と遺留分権利者との利益の調和をもはかることができるとの理由に基づくものと解されるが、それ以上に、受贈者又は受遺者に経済的な利益を与えることを目的とするものと解すべき理由はないから、遺留分権利者の叙上の地位を考慮するときは、価額弁償は目的物の返還に代わるものとしてこれと等価であるべきことが当然に前提とされているものと解されるのである。このようなところからすると、価額弁償における価額算定の基準時は、現実に弁償がされる時であり、遺留分権利者において当該価額弁償を請求する訴訟にあつては現実に弁償がされる時に最も接着した時点としての事実審口頭弁論終結の時であると解するのが相当である。

#### 4 価額弁償をしたといえるのはいつの時点か？

価額弁償をしたといえるのは、弁済の提供をした時です。これについては、次の判例があります。

最高裁昭和54年7月10日判決

遺留分権利者が民法1031条の規定に基づき遺贈の減殺を請求した場合において、受遺者が減殺を受けるべき限度において遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れうることは、同法1041条により明らかであるところ、本件のように特定物の遺贈につき履行がされた場合において右規定により受遺者が返還の義務を免れる効果を生ずるためには、受遺者において遺留分権利者に対し価額の弁償を現実に履行し又は価額の弁償のための弁済の提供をしなければならず、単に価額の弁償をすべき旨の意思表示をただけでは足りないもの、と解するのが相当である。けだし、右のような場合に単に弁償の意思表示をしたのみで受遺者をして返還の義務を免れさせるものとするのは、同条一項の規定の体裁に必ずしも合うものではないばかりでなく、遺留分権利者に対し右価額を確実に手中に収める道を保障しないまま減殺の請求の対象とされた目的の受遺者への帰属の効果を確定する結果となり、遺留分権利者と受遺者との間の権利の調整上公平を失し、ひいては遺留分の制度を設けた法意にそわないこととなるものというべきであるからである。

#### 5 額の決め方に争いがある場合の、価額弁償の方法

価額の弁償といっても簡単に価額が計算できるものではありません。価額に争いが生ずる場合は、遺留分減殺請求訴訟の中で、裁判所が価額を、決めるという制度が必要になるところです。

そのような必要を認めた判例が次の最高裁判決です。なお、この場合の判決主文は、一審判決の場合は、「被告は、原告に対し、被告が原告に対して民法1041条所定の遺贈の目的の価額の弁償として2272万8231円を支払わなかったときは・・・各不動産の持分につき、所有権移転登記手続をせよ。」と命じております。



最高裁平成9年2月25日判決

減殺請求をした遺留分権利者が遺贈の目的物の返還を求める訴訟において、受遺者が事実審口頭弁論終結前に弁償すべき価額による現実の履行又は履行の提供をしなかったときは、受遺者は、遺贈の目的物の返還義務を免れることはできない。しかしながら、受遺者が、当該訴訟手続において、事実審口頭弁論終結前に、裁判所が定めた価額により民法1041条の規定による価額の弁償をなすべき旨の意思表示をした場合には、裁判所は、右訴訟の事実審口頭弁論終結時を算定の基準時として弁償すべき額を定めた上、受遺者が右の額を支払わなかったことを条件として、遺留分権利者の目的物返還請求を認容すべきものと解するのが相当である。

けだし、受遺者が真に民法1041条所定の価額を現実提供して遺留分権利者に帰属した目的物の返還を拒みたいと考えたとしても、現実には、遺留分算定の基礎となる遺産の範囲、遺留分権利者に帰属した持分割合及びその価額の算定については、関係当事者間に争いのあることも多く、これを確定するためには、裁判等の手続において厳密な検討を加えなくてはならないのが通常であるから、価額弁償の意思を有する受遺者にとっては民法の定める権利を実現することは至難なことというほかなく、すべての場合に弁償すべき価額の履行の提供のない限り価額弁償の抗弁は成立しないとすることは、同法条の趣旨を没却するに等しいものといわなければならない。したがって、遺留分減殺請求を受けた受遺者が、単に価額弁償の意思表示をしたにとどまらず、進んで、裁判所に対し、遺留分権利者に対して弁償をなすべき額が判決によって確定されたときはこれを速やかに支払う意思がある旨を表明して、弁償すべき額の確定を求める旨を申し立てたという本件のような場合においては、裁判所としては、これを適式の抗弁として取扱い、判決において右の弁償すべき額を定めた上、その支払と遺留分権利者の請求とを合理的に関連させ、当事者双方の利害の均衡を図るのが相当であり、かつ、これが法の趣旨にも合致するものと解すべきである。

・・・受遺者からする本件価額確定の申立ては、その趣旨からして、単に価額の確定を求めるのみの申立てであるにとどまらず、その確定額を支払うが、もし支払わなかったときは現物返還に応ずる趣旨のものと解されるから、裁判所としては、その趣旨に副った条件付判決をすべきものといえることができる。弁償すべき価額を裁判所が確定するという手続を定めることは、この手続の活用により提供された価額の相当性に関する紛争が回避され、遺留分権利者の地位の安定にも資するものであって、法の趣旨に合致する。・・・

## 6 受遺者側が価額弁償を申し出た場合の効果

受遺者又は受贈者は価額弁償ができますが、それを遺留分減殺請求訴訟の中で申し出た場合、価額弁償金を支払う義務が生じます。その場合は、遺留分権利者は、目的物（持分）の現物返還請求権を行使することもできるし、それに代わる価額弁償請求権を行使することもできると解されます。しかし、いったん遺留分権利者が価額弁償請求権を行使した場合は、もはや現物返還請求はできません。法的安定を守るためです。なお、その場合の遅延損害金の起算日は価額弁償請求権を行使した日の翌日になります。

次の判例がその理を説いています。

最高裁平成20年1月24日判決

受遺者が遺留分権利者から遺留分減殺に基づく目的物の現物返還請求を受け、遺贈の目的の価額について履行の提供をした場合には、当該受遺者は目的物の返還義務を免れ、他方、当該遺留分権利者は、受遺者に対し、弁償すべき価額に相当する金銭の支払を求める権利を取得すると解される（最高裁昭和54年7月10日判決、最高裁平成9年2月25日判決）。また、上記受遺者が遺贈の目的の価額について履行の提供をしていない場合であっても、遺留分権利者に対して遺贈の目的の価額を弁償する旨の意思表示をしたときには、遺留分権利者は、受遺者に対し、遺留分減殺に基づく目的物の現物返還請求権を行使することもできるし、それに代わる価額弁償請求権を行使することもできると解される（最高裁昭和51年8月30日判決、最高裁平成9年2月25日判決）。そして、上記遺留分権利者が受遺者に対して価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をした場合には、当該遺留分権利者は、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権をさかのぼって失い、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得すると解するのが相当である。したがって、受遺者は、遺留分権利者が受遺者に対して価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をした時点で、遺留分権利者に対し、適正な遺贈の目的の価額を弁償すべき義務を負うというべきであり、同価額が最終的には裁判所によって事実審口頭弁論終結時を基準として定められることになっても（最高裁昭和51年8月30日判決）、同義務の発生時点が事実審口頭弁論終結時となるものではない。そうすると、民法1041条1項に基づく価額弁償請求に係る遅延損害金の起算日は、上記のとおり遺留分権利者が価額弁償請求権を確定的に取得し、かつ、受遺者に対し弁償金の支払を請求した日の翌日ということになる。

## 7 遺留分権利者から価額弁償を求めることはできるか？

価額弁償は受遺者、受贈者の権利ですから、遺留分権利者から価額弁償を求めることはできません。

しかしながら、受贈者が目的物を第三者に譲渡してしまえば、遺留分権利者は財産の返還を受けることができなくなりますので、その場合、受贈者は価額弁償をすべきこととなります（民法1040条）。

なお、同じことは遺贈についてもいえますので、判例は、遺贈についてこの規定を類推適用しています。

最高裁平成10年3月10日判決

遺留分権利者が減殺請求権を行使するよりも前に減殺を受けるべき受遺者が遺贈の目的を他人に譲り渡した場合には、民法1040条1項の類推適用により、譲渡の当時譲受人が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときを除き、遺留分権利者は受遺者に対してその価額の弁償を請求し得るにとどまるものと解すべきである（最高裁昭和57年3月4日判決参照）。そして、右の弁償すべき額の算定においては、遺留分権利者が減殺請求権の行使により当該遺贈の目的につき取得すべきであった権利の処分額が客観的に相当と認められるものであった場合には、その額を基準とすべきものと解するのが相当である。

参照条文

(受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等)

民法第1040条 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の時において遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

2 前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場合について準用する。

## 第4節 遺留分減殺請求権の消滅時効期間

## 1 遺留分減殺請求権の消滅時効期間は、1年間と10年間

下記条文により、遺留分減殺請求権の消滅時効期間は、1年間と10年間になっております。

(減殺請求権の期間の制限)

第1042条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から10年を経過したときも、同様とする。
---

1年間の短期消滅時効期間は、「遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から」進行しますので、「知らない」間は時効は成立しないこととなりますが、法的安定のため、「知らなくとも」10年間の経過で時効が完成する長期時効制度を併存させたのです。

## 2 「相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時」の意味

これは①被相続人が死亡したこと、②贈与又は遺贈という遺留分の侵害事実のあったこと、それに、③贈与や遺贈が遺留分を侵害するものであることの三つを知った時、とされています。

## 3 「贈与や遺贈が遺留分を侵害することが知った」ことの要件

贈与や遺贈があったが、それが無効であると信じている場合は、「知った」とは言えないのか？

最高裁昭和57年11月12日判決は、被相続人の財産のほとんど全部が贈与されていることを「知った」相続人が、「贈与は無効である」と信じたため、遺留分減殺請求をしなかったケースで、その相続人が贈与は無効であると信じ遺留分減殺請求をしなかったことが「もったもである、と納得できる特段の事情」がない限り、贈与の事実を知ったことが遺留分の侵害を知ったことになると判示しています。

Q 遺留分の侵害の事実を知らなくとも、10年経過すると遺留分減殺請求権が時効によって消滅する長期時効期間の制度を悪用して、遺言の存在を隠しておき、10年経過後に遺言を開示した場合、遺留分権利者は遺留分減殺請求

## はできないのか？

大阪高裁平成13年2月27日判決は、上記のようなケースでは、「遺留分減殺請求権等の私法上の請求権が消滅したものとすることは正義・公平の理念に明らかに反するといわなければならない、被控訴人の時効消滅の援用は権利の濫用に当たる」として、遺留分権利者の権利を認めています。

## 4 遺留分減殺請求権を行使した結果発生する権利は、ここでいう時効期間の適用を受けない

### (1) 遺留分減殺請求権の法的性質

判例（最高裁昭和35年7月19日判決）によれば、遺留分減殺請求権とは、遺留分権利者が一方的な意思表示をすることで遺贈又は贈与の効果を無効にすることができる形成権であり、その効果は直接、所有権（共有権）の取得という形で直接的に生ずる（判例では、「物権的に生ずる」と表現）ものと解しています。

(2)①形成権としての遺留分減殺請求権と、その権利の行使の結果として得た

### ②所有権（共有権）とは別物

民法1042条でいう「時効期間」とは、①形成権としての遺留分減殺請求権の時効期間をいい、②所有権の時効期間をいうものではありません。②の権利は時効で消滅するものではありません。遺産分割前の相続財産は、共同相続人の共有財産ですが、この権利が時効で消滅することがないのと同じです。

次の判例が、その理を説いています。

最高裁昭和57年3月4日判決

民法1031条所定の遺留分減殺請求権は形成権であつて、その行使により贈与又は遺贈は、遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に遺留分権利者に帰属するものと解すべきものである・・・遺留分減殺請求に関する消滅時効について特別の定めをした同1042条にいう「減殺の請求権」は、右の形成権である減殺請求権そのものを指し、右権利行使の効果として生じた法律関係に基づく目的物の返還請求権等をもこれに含ましめて同条所定の特別の消滅時効に服せしめることとしたものではない。

## 第5節 遺留分の放棄

遺留分を事前に放棄する手続があります。

(遺留分の放棄)

<p>第1043条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。</p> <p>2 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。</p>
--

この規定は、相続開始前の遺留分放棄の手続を定めた規定です。

被相続人からの圧力で、心ならずも遺留分を放棄するといったことが起こらないようにという配慮から、遺留分の放棄は家庭裁判所の許可が要件にされています。



## 第6節 その他

## 1 遺留分減殺請求訴訟の中では、寄与分の主張はできない

下記判例がその理を説いております。

最高裁平成11年12月16日判決

寄与分は、共同相続人間の協議により定められ、協議が調わないとき又は協議をすることができないときは家庭裁判所の審判により定められるものであって、遺留分減殺請求に係る訴訟において抗弁として主張することは許されない。

## 2 遺留分減殺請求事件と相続税の処理

(1) 遺留分減殺請求をして、相続財産の一部の返還又は価額弁償金の支払を受けた遺留分権利者甲の場合

これによって得た相続財産については、相続税の納付義務がありますので、甲は、本来、相続税の修正申告（又は期限後申告）が必要になりますが、遺留分減殺に応じた乙が、相続税の一部の還付を受けるための（減額）更正の請求をしない場合は、修正申告をしなくともかまいません（条文は「申告書を提出することができる」と規定されているからです。相続税法30条、31条1項）。

(2) 遺留分権利者甲に相続財産の一部を返還又は価額弁償金の支払をした乙の場合

乙は、これにより、取得できた相続財産が減ったことになる結果、すでに納めた相続税は過払いが生ずることになりますので、過払い納税分の還付を受けるため、更正の請求が可能になります。

ただ、注意すべきは、更正の請求期間は、更正の請求ができることになった時（額が確定したことを知った時）から4か月間しか認められていません（相続税法32条1項3号、国通23条1項）ので、忘れないように注意しておく必要があります。